

臨時代理報告第9号

議会の議決を経るべき議案について
(財産の取得(小学校給食用食器等)について)

財産の取得(小学校給食用食器等)について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月10日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

臨時代理報告第9号 資料

下記小学校給食用食器等を取得することについて、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるもの。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 物件の表示 | 小学校給食用食器等 |
| 2 | 取得価格 | 24,511,300円 |
| 3 | 購入の相手方 | 佐賀市鍋島町八戸溝248-9-306
株式会社アイホー佐賀営業所
所長 村田 典之 |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |